書評

トリエステ精神保健局 編，小山昭夫 訳

トリエステ精神保健サービスガイド

加藤進昌

本書はその名の通り，イタリアの北東端，長靴のほつれた糸みたいにとび出したトリエステ地方の精神保健サービスのガイドブックである。だからといって，訳者はイタリアに行った時に病気になったらどうするかという案内を目的として訳出したわけではない(もっとも少しは役に立つかもしれないが)。では，なぜガイドブックが遠く離れた日本で刊行され，あろうことか自分が書評を本誌に載せる羽目になったのか。

それは，本書が，精神医療改革の唱道者フランコ・バザリアが「精神科病院を廃絶する」急進的改革に着手して以来30年の到達点を如実に物語る「精神医療改革の案内書」だからである。そこには法律(当時有名になったもので法180号という)のこまごました解説も，赤旗たなびく急進的思想の羅列も何もない。本書を読んでいくうちに，地域の中で精神障害者がみんなと生活し，それをやわらかく保証する仕組みができていることが，読者にすんなり入っていくのである。これには本書のユニークな装丁もあずかっているかもしれない。まったくわが国のこういう類書の無味乾燥さを思うと好対照である。ほんとに，お役人にもセンスを持ってもらわなくては。

1971年当時約1,200人が入院していた精神科病院は廃止され，今ではトリエステ地方の各地域にちらばる精神保健センターで運営される小規模の救急対応ベッド(計数十床)のみで精神医療が運営されているという。さまざまな地域プログラムが用意され，市民との交流が自然に実現されている様子は，本書の最後につけられた訳者である小山氏の解説からもいきいきと読み取ることができる。

しかし，そこに至る道は平坦ではなく，30年の歳月が必要だったことも強調されねばならない。また，このような「ノーマライゼーション」が法180号制定以後，イタリア全土に実現していると考えるのは早計である。イタリアは，法律が施行されると一挙にすべてが変わる日本とは違うのである。よく知られているようにイタリアは南北格差が大きく，精神医療事情も南北では様相を異にする。また，法律の規制が及ぶのは公立病院だけであり，私立病院は独自の運営をしていることも注意する必要がある。精神医療の大部分が民間で，かつ国民皆保険下で運営されているわが国の状況のほうが世界的には例外といえるかもしれない。このあたりの事情は，やや古い資料であるが，日本精神科病院協会の視察団報告が高橋氏によってルポになっているので，ぜひあわせて読んでいただきたいと思う[1]。

なにはともあれ，一つの精神医療改革の実験を私たちに紹介するという困難な作業を実現してくれた小山氏の努力に敬意を表したい。そして，ひたすら医療費削減という経済原則のみを追い求めているかにみえるわが国の精神医療行政の貧しい現状に対する重要な警告と受け止め，本書を推薦したいと思う。

1) 高橋正和：イタリア精神医療・右往左往の記．日精協雑誌 8：45-49，1989

(東京大学附属病院精神神経科)

●200×220mm　150頁　2006　定価1,890円(本体1,800円＋税)　現代企画室

©IGAKU-SHOIN Ltd, 2006

2026/09/24 16:43:30